

政策名	第6章 みんなでつくる協働・自立のまち
施策名	2 男女共同参画社会の形成

主担当課	社会福祉課
関係課	総務課・生涯学習課

1. 施策の現状と課題

男女がお互いの人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かちあう男女共同参画社会の形成が求められています。

わが国では、平成11年に施行された男女共同参画社会基本法に基づいて翌年策定された男女共同参画基本計画が見直しの時期を迎え、平成17年12月に第2次男女共同参画基本計画が策定、平成22年度には、第3次男女共同参画計画基本計画を策定、経済社会情勢の変化等に対応し、新たに、男性・子どもにとっての男女共同参画、科学技術・学術分野における男女共同参画など五つの重点分野が追加されました。

愛媛県においても、この国の計画策定に基づき、第2次愛媛県男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指しています。

本市では、広報・啓発活動の推進や学級・講座の開催、審議会・委員会等への女性の登用、女性団体の活動支援等を行い、男女共同参画についての市民の理解の浸透や女性の社会参画に努めていますが、依然として女性の能力・適性への偏見や固定的な性別役割分担意識が根強く残っているほか、男女がともに社会参画するための条件整備も十分とはいえません。

このため、今後は、平成17年度に策定した男女共同参画計画に基づき、旧来からの社会制度・慣行の見直しや意識改革をはじめ、男女共同参画社会の形成に向けた各種の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

2. 施策の基本方針

男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画計画に基づき、意識改革を進めながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。

3. 施策の内容(主要施策名)

(1)男女共同参画社会への啓発・教育の推進	広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、旧来からの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等意識の高揚に向けた啓発・教育・学習を推進します。
(2)政策方針決定過程への男女共同参画の推進	①防災や地域おこし、観光、環境などの分野も含め、あらゆる分野への男女共同参画に向け、審議会や委員会への女性の積極的な登用や、企業、団体における女性の参画拡大の働きかけを行います。 ②生涯学習講座の開催等を通じて学習活動を促進し、女性の能力向上を支援します。
(3)労働・雇用における男女共同参画の推進	①男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発を行い、男女の均等な機会と待遇の確保を支援します。 ②仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援や介護施策の充実を図るほか、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の周知・活用を促進します。
(4)暴力の根絶と女性の健康づくりの支援	①ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力行為）やセクシャル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動の推進や相談の充実に努めます。 ②健康教育、健康相談の充実、スポーツ活動への参画促進をはじめ、生涯を通じた女性の健康の保持・増進に向けた施策の展開を図ります。

4. 成果指標及び中間目標年度(H22年度)までの達成度

指標名 [指標の把握方法]	単位		H18年度(初期値)	H22年度(中間値)	H27年度(最終値)	中間目標年度(H22年度)までの達成度
男女共同参画関係研修会及び講演会への参加人数 [職員・市民の研修会・講演会への参加人数]	人	目標値	—	—	300	固定的な男女役割分担意識はまだ高いため、平成23年度以降、職員・市民を対象とした研修及び講演会を実施する予定です。
		実績値	—	—	—	
審議会などにおける女性委員の比率 [審議会などにおける女性委員の比率]	%	目標値	15	25	40	各種団体の長が委員となっている組織が多いことから、登用が進んでおらず、中間目標値を下回っています。 条例、要綱等の改正も視野に入れ、登用の促進を図っていく必要があります。
		実績値	15	20	—	
虐待や暴力に関する相談窓口時間数 [虐待や暴力に関する年間の相談窓口開設時間数]	時間	目標値	768	1,536	1,920	中間目標値を達成しています。 現在、母子相談員、児童相談員それぞれ週2日（累計週4日）対応していますが、将来は、週5日の勤務体制とし、相談等に対応する予定です。
		実績値	768	1,536	—	

5. 評価結果(今後の方針、指摘事項)

総括と今後の取組方針(部・課の方針)	総合計画策定委員会委員長指摘事項	市長指摘事項
<p>男女ともに意識改革を行いながら、市民一人ひとりが様々な場で個性と能力を発揮できる地域環境整備は、これからの地域活性化のために重要な課題と考えます。</p> <p>「共に生き共に築く協働のまちづくり」を基本目標に、東温市男女共同参画計画に基づき、市民と共に行政自ら取り組んでいきます。</p> <p>平成23年度には、「男女共同参画推進本部設置要綱」を制定、庁内横断的な組織として「推進本部」と「推進委員会」を位置付け、各種施策を円滑かつ効果的に推進します。</p>	<p>日常から男女平等意識の普及・啓発に努めてください。</p> <p>また、審議会・委員会等への女性委員の確保を進めてください。</p>	<p>東温市男女共同参画計画に基づき、市民の参画を得ながら、積極的に推進してください。</p> <p>また、職員や市民を対象としたセミナーの開催など検討してください。</p>

6. 施策実現のための事務事業評価結果

番号		事務事業名	事業費(直接+人件費)千円		課名	総合評価		今後の方向性	
課	事務事業		平成22年度	平成23年度		一次	二次	一次	二次
006	5001	男女共同参画事業	1,359	2,415	社会福祉課	B	B	拡大・充実	拡大・充実
007	1005	DV・婦人保護事業	151	148	子育て支援室	A	A	拡大・充実	現状維持
合計			1,510	2,563					